

兵庫県公報

平成21年6月2日 火曜日 第2086号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	1
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策室）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	4
○ 市営土地改良事業の計画変更同意（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	15
○ 道路の位置指定（建築指導課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	16
公 告	
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課）	16
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	17
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（契約管理課）	18
○ 入札公告（県立大学）	19
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	20
正 誤	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第15号外中	22

告 示

兵庫県告示第670号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 変更事項

組合の地区

大阪府の次の地区を追加する。

四条畷市、交野市

2 認可年月日

平成21年5月19日



兵庫県告示第671号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般

疾病医療機関として次のものを指定した。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸 敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
青山医院	青山 正人	神戸市東灘区甲南町1-4-18-101	平成21年5月1日
住吉グローバル薬局	有限会社 グローバルシステム 代表取締役 川上 哲司	同 市同 区住吉本町1-7-3-1 S. T. Yビル1F	同 年4月1日
きずな薬局 六甲道店	株式会社 かむろ 代表取締役 禿 保美	同 市灘区六甲町1-2-18	同 年5月1日
医療法人社団 しば心療内科クリニック	医療法人社団 しば心療内科クリニック 理事長 志波 正喜	同 市中央区相生町3-1-2 ビエラ神戸	同 年3月1日
岡クリニック	岡 しおり	同 市同 区生田町1-4-1 ショダリ21 6F	同 年4月1日
神戸市立医療センター中央市民病院（医科）	地方独立行政法人神戸市民病院機構 理事長 菊池 晴彦	同 市同 区港島中町4-6	同
神戸市立医療センター中央市民病院（歯科）	同 上	同 上	同
新長田眼科	医療法人社団 新長田眼科 理事長 山中 弘光	神戸市長田区腕塚町4-1-13	同
田村眼科医院	医療法人社団 田村眼科医院 理事長 田村 辰也	同 市須磨区大黒町2-1-14	同
仁木内科医院	仁木 敏晴	同 市垂水区本多聞2-2-3-1	平成21年5月1日
いでクリニック	井出 孝夫	同 市西区前開南町2-14-7	同 年4月1日
岸皮膚科	岸 達郎	同 市同区学園西町1-1-2	同
にしむら眼科	西村 衛	同 市同区桃台5-6-3 神戸西神オリエンタルホテル1階	平成21年5月1日
はなふさメンタルクリニック	花房 廣	同 市同区玉津町今津字訳ヶ谷366-8	同 年4月1日
土井クリニック	土井 省哲	姫路市辻井6-17-3	同 年6月1日
梶原歯科医院	梶原 啓弘	同 市忍町76	同 年4月1日
すが歯科クリニック	須賀 裕一	同 市北条口2-98	同 年5月8日
保井歯科	保井 晋作	同 市白浜町甲396-16	同 年3月6日
くすの木薬局	有限会社 ジョーエイ 取締役 上田 博子	同 市余部区上余部758-6	同 年4月1日
ナカ調剤薬局 北条店	株式会社 ナカ薬局 代表取締役 奥見 進	同 市北条1-386-1	同 年3月2日
おおくまクリニック	医療法人社団 すこやか会 理事長 大隈 健英	尼崎市杭瀬北新町2-1-18	同 年4月1日
鈴木内科医院	鈴木 大祐	同 市武庫川町4-22	同
大隈病院附属歯科クリニック	医療法人 朗源会 理事長 大隈 義彦	同 市杭瀬本町2-17-1	平成21年3月9日
じゅん内科クリニック	宮城 順子	西宮市甲子園六番町18-16	同 年4月1日
よしおかクリニック泌尿器科	医療法人社団 優会 よしおかクリニック泌尿器科 理事長 吉岡 優	同 市段上町1-2-34	同 年3月30日
わたらい医院	渡會 隆夫	伊丹市平松4-1-24	同 年4月1日
あさい歯科医院	浅井 崇嗣	同 市平松7-5-33	同

池尻堂薬局	株式会社 Prime Melcu 代表取締役 越智 則子	同 市池尻1-51	同
越智薬局	同 上	同 市池尻1-141	同
サン薬局 桜ヶ丘店	有限会社 メディカルノブ 代表取締役 大久保 映伸	同 市桜ヶ丘7-1-10 ハイツ桜ヶ丘II 1階103	同
松浦皮膚科・産婦人科クリニック	松浦 正人	加古川市加古川町寺家町500	同
アイセイ薬局 宝塚店	株式会社 アイセイ薬局 代表取締役 岡村 幸彦	宝塚市山本南1-17-27	同
ダイエー薬局	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹	同 市売布東の町21-22	平成21年5月7日
プラチナ薬局 久代店	有限会社 プラチナ 代表取締役 藤本 高弘	川西市久代1-25-27	同 月1日
高雄耳鼻咽喉科クリニック	高雄 真人	三田市けやき台1-10-1	同
山口内科医院	山口 浩三	同 上	同
たにぐちデンタルクリニック	谷口 順一	三田市すずかけ台2-3-7 ホットラインヒルズ3F	平成21年4月1日
歯科 石井医院	石井 広信	篠山市黒田817	同
ゴダイ薬局 氷上店	ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之	丹波市氷上町横田777-1	平成21年5月1日
医療法人社団 奉志会 大西整形外科クリニック	医療法人社団 奉志会 理事長 大西 奉文	加古郡稲美町国岡2-9-1	同 年4月6日
ナカジマ調剤薬局 駅前店	中島 恒子	神崎郡福崎町福田397-11	同 月1日



兵庫県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

畑上モデル土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	森 山 壯	豊岡市畑上884番地
同	宮 田 忠 晴	同 市畑上882番地



兵庫県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市平野土地改良区	平成21年5月19日

神戸市上津橋土地改良区

同上

兵庫県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三

畑上モデル土地改良区

氏名	住所
川瀬洋次	豊岡市畑上881番地
谷口成人	同市畑上934番地
岸本敏治	同市畑上954番地
宮部保夫	同市畑上969番地
山下實治	同市畑上845番地

兵庫県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
小野市	基盤整備促進事業	長尾地区	平成21年5月19日

兵庫県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成20年3月30日から平成21年4月30日まで
- (3) 作業地域
尼崎市東七松町1丁目
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成20年4月21日から平成21年4月30日まで
- (3) 作業地域
尼崎市杭瀬北新町1丁目外
- 3 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）

- (2) 作業期間
平成20年11月17日から平成21年4月30日まで
- (3) 作業地域
尼崎市大庄中通1丁目外
- 4 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成21年3月24日から同年4月23日まで
- (3) 作業地域
尼崎市西難波町及び立花町



兵庫県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月2日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 八幡別府線	加古川市野口町北野字山ノ神1289番16から 同 市野口町北野字四ツ塚1152番12まで	旧	7.0から 10.0まで	53.0	
		新	10.0から 15.0まで	53.0	



兵庫県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月2日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本松帆線	洲本市桑間字井出ノ鼻831番1から 同 市上内膳字下原251番まで	旧	11.0から 17.0まで	195.0	
		新	11.0から 17.0まで	195.0	
			9.0から 9.0まで	200.0	



兵庫県告示第679号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市ノ貝(1)Ⅰ (124060001)	丹波市市島町中竹田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
市ノ貝(1)Ⅱ (124060002)	丹波市市島町中竹田（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
市ノ貝(2)Ⅱ (124060003)	丹波市市島町中竹田（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
市ノ貝(3)Ⅱ (124060004)	丹波市市島町中竹田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
市ノ貝(4)Ⅱ (124060005)	丹波市市島町中竹田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
市ノ貝(1)Ⅲ (124060006)	丹波市市島町中竹田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
市ノ貝(2)Ⅲ (124060007)	丹波市市島町中竹田（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
下竹田石原Ⅰ (124060008)	丹波市市島町下竹田（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
下竹田石原Ⅱ (124060009)	丹波市市島町下竹田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
下竹田森(1)Ⅱ (124060010)	丹波市市島町下竹田（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
下竹田森(2)Ⅱ (124060011)	丹波市市島町下竹田（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
下竹田表Ⅱ (124060012)	丹波市市島町下竹田（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
下竹田表Ⅲ (124060013)	丹波市市島町下竹田（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳尾(3)Ⅰ (124060014)	丹波市市島町徳尾（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳尾(2)Ⅰ (124060015)	丹波市市島町徳尾（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊
大杉Ⅰ (124060016)	丹波市市島町徳尾（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊
大杉(2)Ⅰ (124060017)	丹波市市島町徳尾（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊
大杉(3)Ⅰ (124060018)	丹波市市島町徳尾（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳尾谷上Ⅰ (124060019)	丹波市市島町徳尾（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊

徳尾谷上(2)Ⅰ (124060020)	丹波市市島町徳尾 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳尾(1)Ⅱ (124060021)	丹波市市島町徳尾 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳尾(2)Ⅱ (124060022)	丹波市市島町徳尾 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳尾谷上Ⅱ (124060023)	丹波市市島町徳尾 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳尾(1)Ⅲ (124060024)	丹波市市島町徳尾 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳尾(2)Ⅲ (124060025)	丹波市市島町徳尾 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳尾(3)Ⅲ (124060026)	丹波市市島町徳尾 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
大杉(1)Ⅲ (124060027)	丹波市市島町徳尾 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
大杉(2)Ⅲ (124060028)	丹波市市島町徳尾 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳尾谷上Ⅲ (124060029)	丹波市市島町徳尾 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
鴨阪Ⅰ (124060030)	丹波市市島町上鴨阪 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
鴨阪(2)Ⅰ (124060031)	丹波市市島町上鴨阪 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾端(1)Ⅰ (124060032)	丹波市市島町上鴨阪 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾端Ⅱ (124060033)	丹波市市島町上鴨阪 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
鴨阪(1)Ⅱ (124060034)	丹波市市島町上鴨阪 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
鴨阪(2)Ⅱ (124060035)	丹波市市島町上鴨阪 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾端(3)Ⅱ (124060036)	丹波市市島町上鴨阪 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
鴨阪Ⅲ (124060037)	丹波市市島町上鴨阪 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鴨阪Ⅲ (124060038)	丹波市市島町上鴨阪 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾端Ⅲ (124060039)	丹波市市島町上鴨阪 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾端(2)Ⅱ (124060040)	丹波市市島町下鴨阪 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
上竹田(1)Ⅰ (124060041)	丹波市市島町上竹田 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊

上竹田倉崎Ⅰ (124060042)	丹波市市島町上竹田 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
上竹田(2)Ⅱ (124060043)	丹波市市島町上竹田 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
上竹田今中(1)Ⅱ (124060044)	丹波市市島町上竹田 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
上竹田段宿Ⅱ (124060045)	丹波市市島町上竹田 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
上竹田宮ノ下Ⅲ (124060046)	丹波市市島町上竹田 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
梶原Ⅰ (124060047)	丹波市市島町梶原 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
梶原(1)Ⅲ (124060048)	丹波市市島町梶原 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
梶原(2)Ⅲ (124060049)	丹波市市島町梶原 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
上田Ⅲ (124060050)	丹波市市島町上田 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
市島(2)Ⅰ (124060051)	丹波市市島町市島 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
市島Ⅰ (124060052)	丹波市市島町市島 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
市島(4)Ⅰ (124060053)	丹波市市島町市島 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
市島(3)Ⅰ (124060054)	丹波市市島町上垣 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
久良部(1)Ⅱ (124060055)	丹波市市島町上垣 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
久良部(2)Ⅱ (124060056)	丹波市市島町上垣 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
上垣Ⅱ (124060057)	丹波市市島町上垣 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
上垣(2)Ⅲ (124060058)	丹波市市島町上垣 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
白毫寺(1)Ⅰ (124060059)	丹波市市島町白毫寺 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
白毫寺(2)Ⅰ (124060060)	丹波市市島町白毫寺 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸坂(2)Ⅲ (124060061)	丹波市市島町戸坂 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸坂Ⅲ (124060062)	丹波市市島町戸坂 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
白毫寺(1)Ⅲ (124060063)	丹波市市島町白毫寺 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊

酒梨西安Ⅱ (124060064)	丹波市市島町与戸 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内(6)Ⅲ (124060065)	丹波市市島町与戸 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
酒梨西安Ⅲ (124060066)	丹波市市島町与戸 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内Ⅰ (124060067)	丹波市市島町乙河内 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内(1)Ⅱ (124060068)	丹波市市島町乙河内 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内(2)Ⅱ (124060069)	丹波市市島町乙河内 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内(1)Ⅲ (124060070)	丹波市市島町乙河内 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内(2)Ⅲ (124060071)	丹波市市島町乙河内 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内(3)Ⅲ (124060072)	丹波市市島町乙河内 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙河内(5)Ⅲ (124060073)	丹波市市島町乙河内 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
勅使Ⅱ (124060074)	丹波市市島町勅使 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
東勅使Ⅱ (124060075)	丹波市市島町東勅使 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
喜多Ⅰ (124060076)	丹波市市島町喜多 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
喜多Ⅱ (124060077)	丹波市市島町喜多 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
喜多(1)Ⅲ (124060078)	丹波市市島町喜多 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
喜多(2)Ⅲ (124060079)	丹波市市島町喜多 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩戸(1)Ⅰ (124060080)	丹波市市島町岩戸 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩戸(2)Ⅰ (124060081)	丹波市市島町岩戸 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩戸(2)Ⅱ (124060082)	丹波市市島町岩戸 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩戸(4)Ⅱ (124060083)	丹波市市島町岩戸 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩戸(1)Ⅲ (124060084)	丹波市市島町岩戸 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩戸(3)Ⅱ (124060085)	丹波市市島町岩戸 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊

岩戸(2)Ⅲ (124060086)	丹波市市島町岩戸(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧(2)Ⅰ (124060087)	丹波市市島町上牧(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧(1)Ⅰ (124060088)	丹波市市島町上牧(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧Ⅱ (124060089)	丹波市市島町上牧(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧牧南(2)Ⅱ (124060090)	丹波市市島町上牧(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧(1)Ⅲ (124060091)	丹波市市島町上牧(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧牧北(1)Ⅲ (124060092)	丹波市市島町上牧(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧牧北(2)Ⅲ (124060093)	丹波市市島町上牧(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧牧南Ⅲ (124060094)	丹波市市島町上牧(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥後地(1)Ⅰ (124060095)	丹波市市島町北奥(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥後地(2)Ⅰ (124060096)	丹波市市島町北奥(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥塚原Ⅰ (124060097)	丹波市市島町北奥(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥後地(1)Ⅱ (124060098)	丹波市市島町北奥(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥後地(2)Ⅱ (124060099)	丹波市市島町北奥(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥後地(3)Ⅱ (124060100)	丹波市市島町北奥(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥末谷Ⅱ (124060101)	丹波市市島町北奥(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥神池(1)Ⅱ (124060102)	丹波市市島町北奥(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥神池(2)Ⅱ (124060103)	丹波市市島町北奥(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥神池(4)Ⅱ (124060104)	丹波市市島町北奥(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥塚原Ⅱ (124060105)	丹波市市島町北奥(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥後地(1)Ⅲ (124060106)	丹波市市島町北奥(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥後地(2)Ⅲ (124060107)	丹波市市島町北奥(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊

北奥後地(3)Ⅲ (124060108)	丹波市市島町北奥 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥末谷Ⅲ (124060109)	丹波市市島町北奥 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥塚原(1)Ⅲ (124060110)	丹波市市島町北奥 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
北奥塚原(2)Ⅲ (124060111)	丹波市市島町北奥 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平Ⅰ (124060112)	丹波市市島町戸平 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(2)Ⅰ (124060113)	丹波市市島町戸平 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(1)Ⅱ (124060114)	丹波市市島町戸平 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(2)Ⅱ (124060115)	丹波市市島町戸平 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(3)Ⅱ (124060116)	丹波市市島町戸平 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(4)Ⅱ (124060117)	丹波市市島町戸平 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(5)Ⅱ (124060118)	丹波市市島町戸平 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(6)Ⅱ (124060119)	丹波市市島町戸平 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(7)Ⅱ (124060120)	丹波市市島町戸平 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(8)Ⅱ (124060121)	丹波市市島町戸平 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(9)Ⅱ (124060122)	丹波市市島町戸平 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(1)Ⅲ (124060123)	丹波市市島町戸平 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(2)Ⅲ (124060124)	丹波市市島町戸平 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(3)Ⅲ (124060125)	丹波市市島町戸平 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸平(4)Ⅲ (124060126)	丹波市市島町戸平 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷川(1)Ⅰ (224060001)	丹波市市島町中竹田 (別図127のとおり)	土石流
大谷Ⅰ (224060002)	丹波市市島町中竹田 (別図128のとおり)	土石流
大谷中谷川Ⅰ (224060003)	丹波市市島町中竹田 (別図129のとおり)	土石流

大谷川(2)Ⅰ (224060004)	丹波市市島町中竹田 (別図130のとおり)	土石流
東大谷川Ⅱ (224060005)	丹波市市島町中竹田 (別図131のとおり)	土石流
西大谷川Ⅱ (224060006)	丹波市市島町中竹田 (別図132のとおり)	土石流
小倉川Ⅱ (224060007)	丹波市市島町中竹田 (別図133のとおり)	土石流
小倉谷川Ⅱ (224060008)	丹波市市島町中竹田 (別図134のとおり)	土石流
友政谷(1)Ⅱ (224060009)	丹波市市島町中竹田 (別図135のとおり)	土石流
友政谷川Ⅰ (224060010)	丹波市市島町下竹田 (別図136のとおり)	土石流
森谷川Ⅱ (224060011)	丹波市市島町下竹田 (別図137のとおり)	土石流
友政谷(2)Ⅱ (224060012)	丹波市市島町下竹田 (別図138のとおり)	土石流
大原谷川Ⅰ (224060013)	丹波市市島町徳尾 (別図139のとおり)	土石流
二股倉谷Ⅰ (224060014)	丹波市市島町徳尾 (別図140のとおり)	土石流
中筋川Ⅰ (224060015)	丹波市市島町徳尾 (別図141のとおり)	土石流
トンノクⅡ (224060016)	丹波市市島町徳尾 (別図142のとおり)	土石流
徳尾川Ⅱ (224060017)	丹波市市島町徳尾 (別図143のとおり)	土石流
東大杉谷川Ⅱ (224060018)	丹波市市島町徳尾 (別図144のとおり)	土石流
大瀬Ⅱ (224060019)	丹波市市島町徳尾 (別図145のとおり)	土石流
寺奥谷川Ⅱ (224060020)	丹波市市島町徳尾 (別図146のとおり)	土石流
上鴨阪川Ⅰ (224060021)	丹波市市島町上鴨阪 (別図147のとおり)	土石流
曼田良川Ⅰ (224060022)	丹波市市島町上鴨阪 (別図148のとおり)	土石流
葛原谷川Ⅱ (224060023)	丹波市市島町上鴨阪 (別図149のとおり)	土石流
池谷Ⅱ (224060024)	丹波市市島町下鴨阪 (別図150のとおり)	土石流
木古庵谷川Ⅱ (224060025)	丹波市市島町下鴨阪 (別図151のとおり)	土石流

鴨阪谷川Ⅱ (224060026)	丹波市市島町下鴨阪 (別図152のとおり)	土石流
高畑谷川Ⅱ (224060027)	丹波市市島町下鴨阪 (別図153のとおり)	土石流
深谷川Ⅰ (224060028)	丹波市市島町上竹田 (別図154のとおり)	土石流
十方寺谷Ⅰ (224060029)	丹波市市島町上竹田 (別図155のとおり)	土石流
篠藪谷川Ⅰ (224060030)	丹波市市島町上竹田 (別図156のとおり)	土石流
牛谷川Ⅰ (224060031)	丹波市市島町上竹田 (別図157のとおり)	土石流
百合根谷川Ⅰ (224060032)	丹波市市島町上竹田 (別図158のとおり)	土石流
大畑川Ⅰ (224060033)	丹波市市島町上竹田 (別図159のとおり)	土石流
倉崎川Ⅰ (224060034)	丹波市市島町上竹田 (別図160のとおり)	土石流
西山川Ⅰ (224060035)	丹波市市島町市島 (別図161のとおり)	土石流
姥田中谷Ⅰ (224060036)	丹波市市島町市島 (別図162のとおり)	土石流
姥田下谷Ⅰ (224060037)	丹波市市島町市島 (別図163のとおり)	土石流
立岩谷川Ⅱ (224060038)	丹波市市島町北岡本 (別図164のとおり)	土石流
妙見谷川Ⅰ (224060039)	丹波市市島町上垣 (別図165のとおり)	土石流
久良部川Ⅰ (224060040)	丹波市市島町上垣 (別図166のとおり)	土石流
上垣川Ⅰ (224060041)	丹波市市島町上垣 (別図167のとおり)	土石流
向山谷Ⅱ (224060042)	丹波市市島町上垣 (別図168のとおり)	土石流
北岡本谷Ⅰ (224060043)	丹波市市島町北岡本 (別図169のとおり)	土石流
北岡本谷川Ⅰ (224060044)	丹波市市島町北岡本 (別図170のとおり)	土石流
白毫寺川Ⅰ (224060045)	丹波市市島町白毫寺 (別図171のとおり)	土石流
坂折川Ⅰ (224060046)	丹波市市島町戸坂 (別図172のとおり)	土石流
平林谷Ⅱ (224060047)	丹波市市島町戸坂 (別図173のとおり)	土石流

戸坂川 I (224060048)	丹波市市島町白毫寺 (別図174のとおり)	土石流
長尾川 I (224060049)	丹波市市島町与戸 (別図175のとおり)	土石流
長尾川支流 I (224060050)	丹波市市島町与戸 (別図176のとおり)	土石流
乙河内谷川 I (224060051)	丹波市市島町乙河内 (別図177のとおり)	土石流
乙河内中谷 I (224060052)	丹波市市島町乙河内 (別図178のとおり)	土石流
乙河内上谷 I (224060053)	丹波市市島町乙河内 (別図179のとおり)	土石流
乙河内川 II (224060054)	丹波市市島町乙河内 (別図180のとおり)	土石流
酒梨下谷 I (224060055)	丹波市市島町酒梨 (別図181のとおり)	土石流
酒梨上川 I (224060056)	丹波市市島町酒梨 (別図182のとおり)	土石流
小谷 I (224060057)	丹波市市島町東勅使 (別図183のとおり)	土石流
山下川 I (224060058)	丹波市市島町東勅使 (別図184のとおり)	土石流
矢谷 II (224060059)	丹波市市島町喜多 (別図185のとおり)	土石流
猪ノ谷 II (224060060)	丹波市市島町喜多 (別図186のとおり)	土石流
岩戸川(1) I (224060061)	丹波市市島町岩戸 (別図187のとおり)	土石流
岩戸川(2) I (224060062)	丹波市市島町岩戸 (別図188のとおり)	土石流
ハウシガ谷 II (224060063)	丹波市市島町岩戸 (別図189のとおり)	土石流
カヤノ谷 II (224060064)	丹波市市島町岩戸 (別図190のとおり)	土石流
道谷 II (224060065)	丹波市市島町岩戸 (別図191のとおり)	土石流
ナベ谷 II (224060066)	丹波市市島町岩戸 (別図192のとおり)	土石流
越洞谷 II (224060067)	丹波市市島町岩戸 (別図193のとおり)	土石流
地藏院谷川 I (224060068)	丹波市市島町上牧 (別図194のとおり)	土石流
神池奥谷川 I (224060069)	丹波市市島町北奥 (別図195のとおり)	土石流

神池中谷川 I (224060070)	丹波市市島町北奥 (別図196のとおり)	土石流
香の谷川 I (224060071)	丹波市市島町北奥 (別図197のとおり)	土石流
末谷川 I (224060072)	丹波市市島町北奥 (別図198のとおり)	土石流
前地川 I (224060073)	丹波市市島町北奥 (別図199のとおり)	土石流
塚原川 I (224060074)	丹波市市島町北奥 (別図200のとおり)	土石流
堂ノ尾谷川 II (224060075)	丹波市市島町北奥 (別図201のとおり)	土石流
神池小谷 II (224060076)	丹波市市島町北奥 (別図202のとおり)	土石流
一ノ谷川 II (224060077)	丹波市市島町北奥 (別図203のとおり)	土石流
新行北谷 II (224060078)	丹波市市島町戸平 (別図204のとおり)	土石流
老の奥谷川 II (224060079)	丹波市市島町戸平 (別図205のとおり)	土石流
新行谷川 II (224060080)	丹波市市島町戸平 (別図206のとおり)	土石流
風呂北谷 II (224060081)	丹波市市島町戸平 (別図207のとおり)	土石流
風呂南谷 II (224060082)	丹波市市島町戸平 (別図208のとおり)	土石流
風ノ谷川 II (224060083)	丹波市市島町戸平 (別図209のとおり)	土石流
奥の谷 II (224060084)	丹波市市島町戸平 (別図210のとおり)	土石流

(別図 1 から別図210は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第680号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、伊丹市荒牧第 2 土地区画整理組合の事業計画の変更を平成21年 5 月21日に認可した。

平成21年 6 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第681号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成21年 6 月 2 日から西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第 2 課において縦覧に供する。

平成21年 6 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21西播位置 0002号	21. 5. 18	宍粟市山崎町門前字東垣内200番8、200番9、 200番11	4.00	13.42



兵庫県告示第682号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成21年6月2日から丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に
 供する。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20丹波位置 0007号	21. 5. 14	篠山市杉字美輪町42番1の一部、41番1の一 部	6.00	49.86



兵庫県告示第683号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成21年6
 月29日から適用する。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

湯村支店	美方郡新温泉町井土
------	-----------

を

湯村支店 延末支店	美方郡新温泉町井土 姫路市東延末
--------------	---------------------

」

に改める。

公 告

立入調査権限者身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	紛失年月日	番 号	交付年月日
青少年愛護条例第28条に規定する 立入調査証明書	平成21年4月21日	H19005	平成19年4月19日
	平成21年3月1日	H20008	平成20年4月22日



軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成21年6月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
農業	A3380	平成22年 7月31日	加西市別府町甲1576番地 松 末 正 樹	北播磨県民局	平成20年 9月17日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年6月2日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
税務総合オンライン・システム等の保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本アイ・ビー・エム株式会社 東京都港区六本木3-2-12
- 5 随意契約に係る契約金額
60,039,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年6月2日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県税の収納及び課税テープ等作成業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額
95,117,864円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年6月2日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
地方方法人特別税等創設に伴う税務総合オンライン・システム等の修正開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本アイ・ビー・エム株式会社 東京都港区六本木3-2-12
- 5 随意契約に係る契約金額
63,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年6月2日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
土木基幹業務に使用する電子計算機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
137,798,004円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年6月2日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原義弘

1 調達内容**(1) 調達物品及び数量**

ECR型ガンタイプ8インチ成膜装置 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年11月12日

(4) 納入場所

兵庫県立大学高度産業科学技術研究所内の指定した場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本

電話 (0791) 58-0249

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年6月2日（火）から同月11日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成21年7月3日（金）午後1時

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年7月2日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年7月1日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第152号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年6月2日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級

- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 実施日時
- (1) 1級
平成21年7月9日(木)午前9時から午後0時まで
- (2) 2級
平成21年7月9日(木)午後2時から午後5時まで
- 3 実施場所
神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部別館8階 801会議室
- 4 審査対象者
- (1) 1級
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備(以下「空港保安警備」という。)、常駐警備(以下「常駐警備」という。)、交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)、核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。)及び貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって、同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (2) 2級
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者
- 5 審査内容
審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(前記(1)に掲げる者を除く。)
- 6 審査の申請手続
- (1) 受付期間
平成21年6月8日(月)から同月19日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
- (2) 審査定員
1級、2級ともにそれぞれ30人
- (3) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)とする。
ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署
ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署
- (4) 提出書類
ア 審査申請書1通
イ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚
ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し
エ 代理人が申請を行う場合は、委任状
オ その他

- (7) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）
- (4) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書
- (7) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(7)又は(イ)に掲げるいずれかの書面
- (5) 申請方法
 - ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
 - イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。
 - ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (6) 手数料
 - 1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。
 - なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。
- 7 問い合わせ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046

正 誤

○平成21年3月31日付け（兵庫県公報第15号外）
 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（平成21年兵庫県訓令第5号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
81	上から19	66 児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めること。 67から80まで 削除	66 児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めること。 67 児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和39年兵庫県規則第46号）第7条第1項の規定に基づき、徴収金を免除すること。 68 児童福祉法による費用の徴収に関する規則第8条の規定に基づき、徴収金の納入を猶予すること。 69 児童福祉法による費用の徴収に関する規則第9条の規定に基づき、納入義務者の住所変更届を受理すること。 70から80まで 削除
82	上から6	309の2 麻薬及び向精神薬取締法第35条第2項の規定に基づき、麻薬の滅失等の事故の状況を明らかにするための必要事項の届出を受理すること。	309の2 麻薬及び向精神薬取締法第35条第2項の規定に基づき、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときの品名等の届出を受理すること。